第１９号議案

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年２月２６日提出

加東市長　岩　根　　正

加東市条例第　　号

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

（加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正）

第１条　加東市福祉医療費助成に関する条例（平成１８年加東市条例第１０７号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1)　改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

(2)　改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(3)　改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(4)　改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改　　正　　前	改　　正　　後

（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(23)　〔略〕 (24)　被保険者等負担額　当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないときに限る。）をいう。 〔新設〕 〔新設〕 (25)～(27)　〔略〕	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(23)　〔略〕 (24)　被保険者等負担額　当該医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。 ア　医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。） イ　医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額 (25)～(27)　〔略〕

（助成する医療費の範囲） 第４条　助成する医療費の範囲は、次に掲げる額とし、前条に規定する助成対象者に対し福祉医療費として支給する。 (1)　〔略〕 (2)　重度障害者の助成する医療費の範囲　重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。 ア・イ　〔略〕 (3)～(5)　〔略〕 ２　第２条第２３号の規定にかかわらず、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われた場合で、規則で定める公的負担医療制度に係る被保険者等が負担すべき費用があるときは、当該費用を前項第３号及び第４号に規定する助成する医療費の範囲とする。	（助成する医療費の範囲） 第４条　助成する医療費の範囲は、次に掲げる額とし、前条に規定する助成対象者に対し福祉医療費として支給する。 (1)　〔略〕 (2)　重度障害者の助成する医療費の範囲　重度障害者の疾病（重度精神障害者の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５８条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。 ア・イ　〔略〕 (3)～(5)　〔略〕 〔削る〕

３～５　〔略〕	２～４　〔略〕

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。

（加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

第２条　加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例（平成１８年加東市条例第１２１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1)　改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

(2)　改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　前	改　正　後
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3)　〔略〕 (4)　高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金　当該療養に要する費用の額から法の規定により後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が負担すべき額（広域連合の条例、規則等により法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により、国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において療養に関する給付が行われないときに限る。）をいう。 〔新設〕	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3)　〔略〕 (4)　高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金等　当該療養に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。 ア　法の規定により後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が負担すべき額（広域連合の条例、規則等に

〔新設〕	より法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。） イ　法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により、国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において行われる療養に関する給付の額
（助成する医療費の範囲） 第４条　高齢重度障害者の疾病（高齢重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について法の規定による療養に対する給付又は支給が行われた場合において、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金に相当する額から次の額を控除した額を高齢重度障害者医療費として支給する。	（助成する医療費の範囲） 第４条　高齢重度障害者の疾病（高齢重度精神障害者の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５８条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る。）又は負傷について法の規定による療養に対する給付又は支給が行われた場合において、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金等の額に相当する額から次の額を控除した額を高齢重度障害者医療費として支給する。
(1)・(2)　〔略〕	(1)・(2)　〔略〕
２　前項各号に定める額は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金の額を超えることができないものとする。	２　前項各号に定める額は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金等の額を超えることができないものとする。
３・４　〔略〕	３・４　〔略〕

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費又は高齢重度障害者医療費の支給については、なお従前の例による。

第１９号議案　要旨

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（要旨）

１　改正理由

福祉医療費受給者の経済的負担軽減と利便性向上を図るため、福祉医療費助成制度に係る県の実施要綱において国公費負担医療制度と福祉医療費助成制度を併用できるよう改正されることに伴い、市の福祉医療費助成制度においても同様の改正を行うものである。

２　改正内容

次に掲げる条例について、用語の定義及び助成する医療費の範囲を改めること。

(1)　加東市福祉医療費助成に関する条例（第１条関係）

(2)　加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例（第２条関係）

３　市民負担への影響

国公費負担医療制度（例：障害者自立支援医療、指定難病の治療に必要な医療）と福祉医療費助成制度を併用できることにより、国公費負担医療制度を利用している福祉医療費受給者について、国公費負担医療制度利用後の医療費の自己負担額が軽減される。

４　市財政への影響

国公費負担医療制度利用後の医療費の自己負担額についても、福祉医療費を助成することにより、歳出額が１９４万３千円増加する一方、県補助金の歳入額が１１２万円増加するため、差引８２万３千円の市負担増が見込まれる。

５　施行期日　　令和８年７月１日